

熊本県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

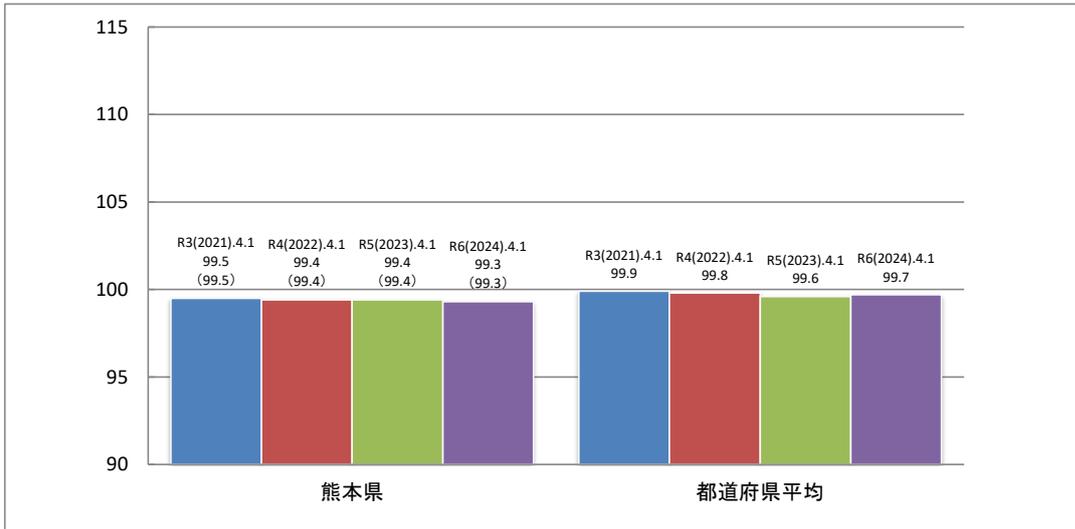
区分	住民基本台帳人口 (令和6年(2024年)1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度(2022年度)の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度 (2023年度)	1,728,098	903,825,031	30,922,991	169,929,206	18.8	17.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	千円	千円
令和5年度 (2023年度)	19,543	81,362,836	16,267,514	32,509,675	130,140,025	6,659	6,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年(2023年)4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

※ 令和6年(2024年)4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	較差 (改定率)		
令和6 年度 (2024年度)	円 369,698	円 360,131	円 9,567	% 2.66	% 2.64	% 2.76

(注)「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和6年度 (2024年度)	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

[実施時期] 本県人事委員会の平成27年(2015年)勧告に基づき、平成28年度(2016年度)より実施。
[内容] 国の俸給表等に準じた給料表に切り替える(給料表の水準を平均2%引き下げ)
[経過措置] 現給保障あり(平成30年度(2018年度)から現給保障を縮減し、令和元年度(2019年度)をもって終了)

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

級区分、対象地域の見直しは国に準じて実施。

③ その他の見直し内容

・ 単身赴任手当の見直し(国家公務員の取扱いに準拠)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年(2024年)4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本県	43.1 歳	326,884 円	398,464 円	352,360 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
熊本県	56.0 歳	162 人	321,885 円	356,697 円	334,835 円	-	-	-	-
うち用務員	50.1 歳	39 人	314,103 円	342,846 円	329,552 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.40
うち運転士	59.6 歳	29 人	312,183 円	352,632 円	316,976 円	自家用乗用自動車運転者	58.2 歳	202,000 円	1.75
うち学校給食員	56.5 歳	4 人	325,600 円	331,088 円	325,600 円	調理士	45.6 歳	225,600 円	1.47
うち巡視	59.8 歳	2 人	359,400 円	391,087 円	385,900 円	守衛	57.9 歳	208,800 円	1.87
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	- 円	330,553 円	-	-	-	-
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
熊本県	-	-	-
うち用務員	5,559,352 円	3,297,300 円	1.69
うち運転士	5,573,884 円	2,561,700 円	2.18
うち学校給食員	5,640,356 円	3,012,200 円	1.87
うち巡視	6,484,044 円	2,604,300 円	2.49

- (注) 1 令和6年(2024年)4月1日現在の技能労務職給料表適用者(国の海事職俸給表(二)の適用を受ける職員に相当する職員及び企業局、病院局の職員を除く。)を対象に作成している。
- 2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを総務省において再集計したもの(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)の3ヶ年平均)を使用している。
なお、民間データのうち、用務員については全国計のデータを、自家用自動車運転者、調理師及び守衛については都道府県別のデータを使用している。
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、学歴、経験年数等は考慮していない。また、年齢、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではなく、一つの参考として示したものである。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	46.0 歳	386,206 円	432,129 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	44.5 歳	364,829 円	402,966 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊本県	38.1 歳	326,077 円	435,220 円	350,764 円
国	41.8 歳	328,209 円	- 円	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年(2024年)4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和6年(2024年)4月1日現在)

区分	熊本県	国
一般行政職	大学卒 202,400 円	196,200 円
	高校卒 170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒 173,700 円	164,000 円
	中学卒 156,700 円	155,300 円
県立学校教育職	大学卒 226,100 円	- 円
	高校卒 - 円	- 円
市立学校教育職	大学卒 226,100 円	- 円
	高校卒 - 円	- 円
警察職	大学卒 228,000 円	227,600 円
	高校卒 198,600 円	191,800 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年(2024年)4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 267,049 円	358,704 円	384,665 円	398,965 円
	高校卒 236,067 円	312,258 円	356,000 円	376,125 円
技能労務職	高校卒 - 円	- 円	295,875 円	337,480 円
	中学卒 - 円	- 円	- 円	- 円
県立学校教育職	大学卒 309,418 円	386,668 円	422,713 円	432,700 円
	高校卒 - 円	- 円	- 円	- 円
市立学校教育職	大学卒 316,971 円	385,178 円	412,409 円	419,865 円
	高校卒 - 円	- 円	- 円	- 円
警察職	大学卒 283,168 円	382,691 円	415,284 円	421,355 円
	高校卒 264,200 円	331,336 円	392,262 円	406,517 円

(注)「-」の区分は、対象職員が少数若しくは無いため公表を控えている。

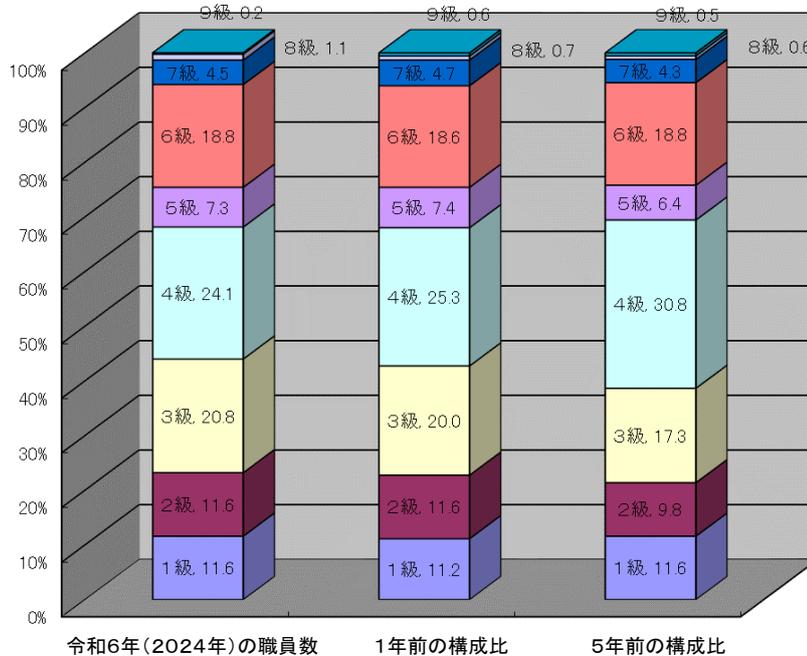
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年(2024年)4月1日現在)

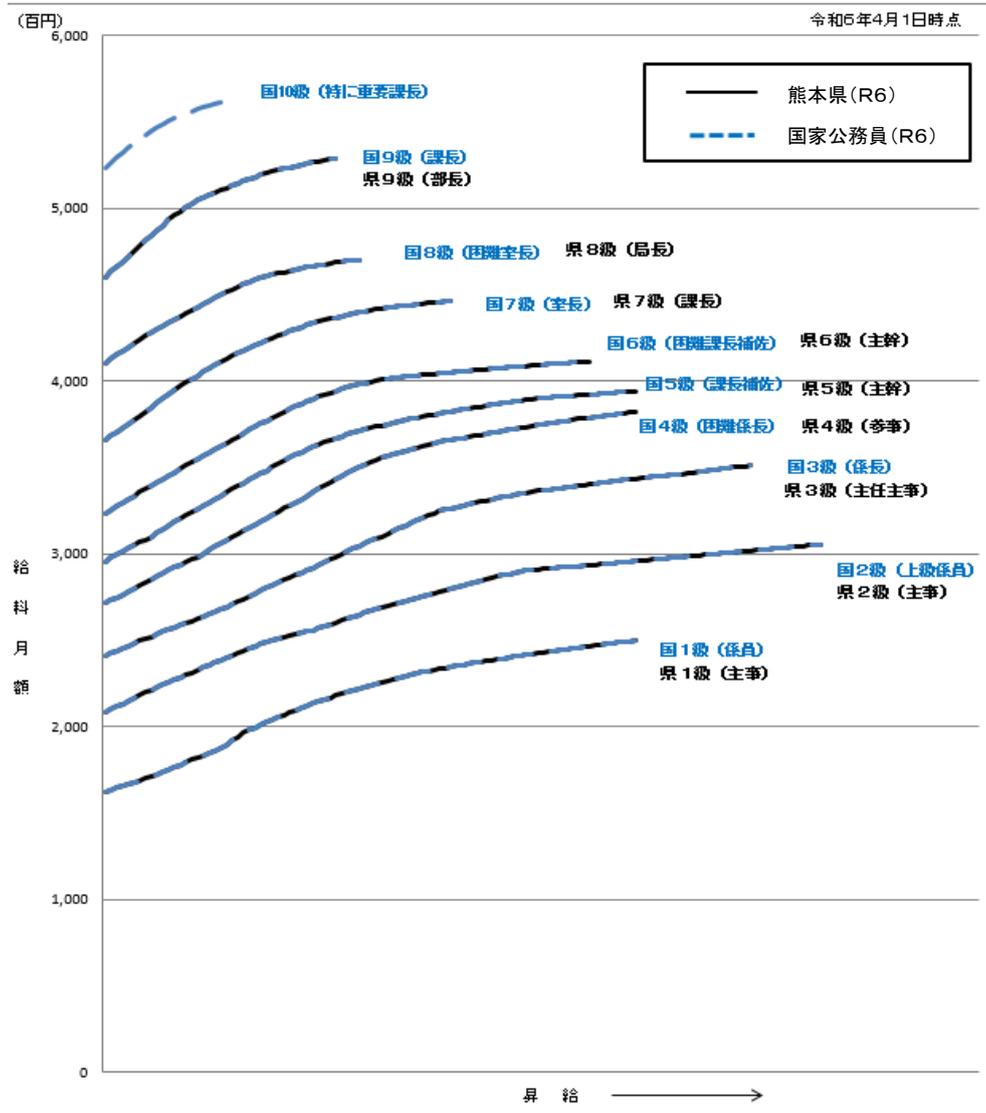
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事又は技師の職務	519	11.6	162,100	249,400
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	519	11.6	208,000	305,200
3 級	1 参事の職務 2 主任主事又は主任技師の職務	929	20.8	240,900	351,000
4 級	1 広域本部又は地域振興局の副部長又は課長の職務 2 主幹の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	1,079	24.1	271,600	382,000
5 級	1 課長補佐の職務 2 広域本部又は地域振興局の相当困難な業務を行う副部長又は課長の職務 3 相当困難な業務を行う主幹の職務	325	7.3	295,400	394,000
6 級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を行う課長補佐の職務 3 広域本部又は地域振興局の部長又は局次長の職務 4 広域本部又は地域振興局の困難な業務を行う副部長又は課長の職務 5 審議員の職務 6 困難な業務を行う主幹の職務	840	18.8	323,100	411,300
7 級	1 本庁の局長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の困難な業務を行う課長の職務 4 地域振興局長の職務 5 広域本部又は地域振興局の困難な業務を行う部長又は局次長の職務 6 首席審議員の職務 7 困難な業務を行う審議員の職務	200	4.5	365,500	446,200
8 級	1 本庁の困難な業務を行う局長の職務 2 相当困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 3 困難な業務を行う地域振興局長の職務 4 困難な業務を行う首席審議員の職務	48	1.1	410,300	470,000
9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 4 広域本部長の職務	10	0.2	459,900	528,900

(注)1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年(2024年)4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(熊本県)

令和6年(2024年)4月2日から 令和7年(2025年)4月1日まで における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

熊 本 県				国			
1人当たり平均支給額(令和5年度(2023年度))				1人当たり平均支給額(令和5年度(2023年度))			
1,778 千円				—			
(令和5年度(2023年度)支給割合)				(令和5年度(2023年度)支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
<ul style="list-style-type: none"> 役職加算 5~20 % 管理職加算 15~25 % 				<ul style="list-style-type: none"> 役職加算 5~20 % 管理職加算 15~25 % 			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(熊本県)

令和6年度(2024年度)中における運用	管理職員		一般職員	
	支給可能な 成履率	支給実績が ある成履率	支給可能な 成履率	支給実績が ある成履率
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
適用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年(2024年)4月1日現在)

熊 本 県				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~30%加算)			その他の加算措置	早期退職募集制度 (2~45%加算)		
(退職時特別昇給)	なし						
1人当たり平均支給額	5,977 千円	22,180 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度(2023年度)に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和6年(2024年)4月1日現在)

支給実績(令和5年度(2023年度)決算)		62,904 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)		861,699 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	31 人	20.0 %
大阪府大阪市	16.0 %	7 人	16.0 %
神奈川県川崎市	16.0 %	1 人	16.0 %
東京都府中市	15.0 %	1 人	15.0 %
東京都八王子市	15.0 %	1 人	15.0 %
埼玉県さいたま市	15.0 %	1 人	15.0 %
福岡県福岡市	10.0 %	7 人	10.0 %
福岡県太宰府市	6.0 %	2 人	6.0 %
石川県金沢市	3.0 %	2 人	3.0 %
長崎県長崎市	3.0 %	1 人	3.0 %
北海道札幌市	3.0 %	1 人	3.0 %
(医師・歯科医師職)	16.0 %	31 人	— %
上記以外の市町村	%	人	%
平均支給率	16.08 %	—	16.13 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4)特殊勤務手当(令和6年(2024年)4月1日現在)

支給実績(令和5年度(2023年度)決算)		810,768 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)		120,776 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度(2023年度))		34.3 %		
手当の種類(手当数)		60 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度(2023年度)決算)	左記職員に対する支給単価
1 税務手当	広域本部又は自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に従事したとき	40,021千円	月額 20,000円 日額 1,000円
2 感染症防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	16千円	日額 290円～760円
3 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	113千円	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
4 漁ろう手当	天草拓心高等学校所管の船舶に乗り込む船舶	漁ろうに従事したとき	215千円	・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の2割の範囲内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額 2,500円
5 福祉業務手当	・福祉事務所に勤務する職員 ・福祉総合相談所又は八代児童相談所に勤務する児童福祉司	福祉に関する現業業務に従事したとき	6,950千円	・福祉事務所に勤務する職員 日額 600円 ・福祉総合相談所又は八代児童相談所に勤務する児童福祉司 月額 6,600円
6 潜水手当 第18号作業	・水産研究センターに勤務する職員 ・警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 ・天草拓心高等学校所管の船舶に乗り込む船舶	潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき	37千円	1時間あたり 20メートルまで310円 30メートルまで780円 30メートル超1,500円
7 精神保健指定医等 従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	43千円	日額 290円
8 有害薬品等取扱 作業手当	有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病虫害防除作業に従事する職員	有害薬品等による化学的試験又は病虫害防除作業に従事したとき	688千円	日額 290円
9 種雄牛馬取扱作業 手当	農業研究センター又は広域本部に勤務する職員	種雄牛、種雄馬又は種雄豚について自然交配若しくは精液採取の作業又は制御作業に従事したとき	759千円	日額 230円
10 舎監兼務手当	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事する職員	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事したとき	-	日額 100円又は300円
11 訓練教育手当	職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校に勤務する職業訓練指導員、農業大学校に勤務する職員	職業訓練業務、研修教育業務、教育訓練業務に従事したとき	12,474千円	日額 1,200円
12 速記手当	熊本県議会事務局に勤務する職員	速記業務に従事したとき	-	日額 700円
13 と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	獣畜又は食鳥のと殺又は解体に係る検査業務に従事したとき	82千円	日額 300円
14 夜間看護手当	こども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	5,884千円	1回につき 2,150円～7,300円
15 用地交渉従事手当 第14号作業	・公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等に従事する職員 ・全警察職員	直接用地交渉に従事したとき	848千円	日額 700円 (夜間 1,000円)

16	消防訓練従事手当	消防職員及び消防団員の訓練指導にもつばら従事する職員	レンジャー訓練、油火災消火訓練、中・高層建築物における避難救助訓練に従事したとき	199千円	日額 720円
17	特殊現場作業手当 第28号作業	①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び広域本部に勤務する職員 ⑦農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 ⑧ダム管理所に勤務する職員 ⑨警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	①トンネル及びびたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④圧搾空気内で行う作業に従事したとき ⑤別に知事が定める業務に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事したとき ⑦ガラスハウス等内で1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業に従事したとき ⑧大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機械設備の点検及び整備の作業に従事したとき ⑨工事の測量、指導、監督又は検査の作業に従事したとき	1,076千円	① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 日額 300円 ⑧ 日額 150円 ⑨ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円
18	漁業取締手当	漁業取締に従事する職員	海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務に従事したとき	19千円	日額 550円
19	航空機とう乗作業 手当 第21号作業	・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員	航空機にとう乗して業務に従事したとき	3,132千円	1時間あたり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)
20	衛生検査業務 従事手当	保健所又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	213千円	日額 290円
21	し尿処理施設検査 等従事手当	環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員	し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき	10千円	日額 230円
22	い草取扱作業手当	農業研究センターに勤務する職員	染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき	10千円	日額 220円

23 結核患者等訪問指導手当	保健所に勤務する職員	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき	139千円	日額 230円
24 狂犬病防疫作業手当	保健所又は動物愛護センターに勤務する職員	狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は棄殺を行ったとき	48千円	日額 360円
25 植物検疫防除手当	病害虫防除所に勤務する職員	植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予察事業に関する事務等に従事したとき	981千円	給料月額6/100の額
26 小型船舶海上作業手当	水産技術の職員及び公害関係の職員	総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき	66千円	日額 220円
27 公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	-	日額 480円又は730円
28 夜間定時制等勤務手当	夜間の定時制課程又は夜間学級に係る業務に従事する職員	正規の勤務時間内において行われる業務に午後5時以降において2時間以上従事したとき	301千円	1日につき 130円
29 昼夜間兼務手当	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行ったとき	155千円	1時間につき 1,500円
30 夜勤手当	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務した職員	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務したとき	12千円	1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
31 面接指導手当	通信教育において面接して指導を行った職員	通信教育において面接して指導を行ったとき	-	1時間につき1,600円
32 学力検査手当	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき	2,617千円	1時間につき300円
33 農業水産管理手当	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事したとき	4,731千円	日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
34 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事するとき	296,609千円	1日につき 1,650円～8,000円
35 多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭又は講師	当該学級における授業又は指導に従事したとき	4,703千円	1日につき 2複式学級 290円 3複式学級 350円

36 教育業務連絡指導 手当	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当するとき	131,044千円	1日につき 200円
37 第1号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業に従事したとき	56,111千円	1日につき 560円
38 第2号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	犯罪鑑識作業に従事したとき	3,319千円	犯罪現場 1日につき 560円 犯罪現場以外 1日につき 280円
39 第3号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	無線自動車運転作業に従事したとき	20,444千円	1日につき 420円
40 第5号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	交通捜査作業及び交通整理作業に従事したとき	27,169千円	交通捜査作業 1日につき 高速隊 840円(夜間1,260円) その他 560円(夜間840円) 交通整理作業 1日につき 高速隊 460円 その他 310円
41 第6号作業	全警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等に従事したとき	-	1日につき 250円～4,600円
42 第8号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	白バイ運転作業に従事したとき	1,208千円	1日につき 560円
43 第9号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者看守作業及び被留置者看守作業に従事したとき	4,608千円	感染症被留置者看守作業 1日につき 290円 その他看守作業 1日につき 240円
44 第10号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者護送作業及び被留置者護送作業に従事したとき	2,534千円	感染症被留置者護送作業 1日につき 290円 その他護送作業 1日につき 200円
45 第11号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	警ら作業(船舶に乗り組んで行う作業を除く。)に従事したとき	45,923千円	1日につき 340円
46 死体処理手当 死体処理作業手当 第13号作業	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	35,256千円	1体につき 1,600円～3,490円
47 第15号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務に従事したとき	111,056千円	1回につき 730円
48 第17号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき	-	爆発物処理作業 1回につき 5,200円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき750円
49 災害警備等作業手当 第19号作業	全警察職員	災害警備等作業、救難救助作業、救難救助訓練作業に従事したとき	137千円	災害警備等作業 1日につき 840円～2,160円 救難救助作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助訓練作業 1日につき 400円
50 第20号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員(航空機操縦作業については、全警察職員)	航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき	3,314千円	航空機操縦作業 1時間につき 5,100円 航空機整備作業 整備士 1日につき 1,410円
51 第22号作業	全警察職員	航空機と乗危険作業に従事したとき	51千円	操縦士 1時間につき 760円 整備士 1時間につき 660円 その他の警察職員 1時間につき 570円
52 第24号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	遠隔地水上警戒作業、船舶警ら等作業に従事したとき	32千円	遠隔地水上警戒作業 1日につき 1,100円(夜間1,650円) 船舶警ら等作業 1日につき 340円

53 第25号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	緊急夜間作業に従事したとき	1,509千円	1回につき 1,240円
54 第26号作業	全警察職員	身辺警護等作業に従事したとき	-	1日につき 640円～1,150円
55 第27号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業及び暴力団等から危害を加えられるおそれがある者の警戒作業に従事したとき	-	1日につき 820円～1,640円
56 道路上作業手当	広域本部地域振興局に勤務する職員	道路の維持補修等の作業に従事したとき	40千円	1日につき 150円
57 特殊自動車運転業務手当	農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員	起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務及びシャベルローダの運転業務に従事したとき	125千円	日額 240円
58 精神保健福祉業務等従事手当	技能労務職員	精神障害者又は麻薬中毒者を移送したとき	-	日額 290円
59 東日本大震災関連作業手当	全警察職員	東日本大震災に対処するため、設定された区域での作業に従事したとき	559千円	福島第1原子力発電所の敷地内 1日につき 3,300円～40,000円 警戒区域 1日につき 1,330円～6,600円 帰還困難区域 1日につき 1,330円～6,600円 居住制限区域 1日につき 660円～3,300円 計画的避難区域 1日につき 1,000円～5,000円
60 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	-	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 ・原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和5年度(2023年度)決算)	4,141,804千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)	471千円
支給実績(令和4年度(2022年度)決算)	4,372,061千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度(2022年度)決算)	530千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度(2023年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(令和6年(2024年)4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度(2023年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度(2023年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同じ	—	2,186,931 千円	259,023 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ	—	1,116,816 千円	687,695 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	異なる	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の全額支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額	2,050,341 千円	123,940 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等21,000円/回、その他4,400円～7,400円/回を支給	同じ	—	96,337 千円	157,671 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師等に対して413,300円以内を支給	同じ	—	121,440 千円	1,734,857 円
6 農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給			66,709 千円	330,243 円
7 へき地手当 (これに準ずる手当を含む)	・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給			115,297 千円	213,513 円
8 定時制通信教育手当	定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の6%以内を支給			35,792 千円	225,107 円
9 産業教育手当	農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の6%以内を支給			117,030 千円	214,341 円
10 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	645,269 千円	458,288 円
11 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	276,219 千円	120,409 円
12 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同じ	—	1,469,483 千円	292,959 円
13 特勤勤務手当 (これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ	—	121,962 千円	2,903,857 円
14 義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員に対して20,200円以内を支給	同じ	—	666,584 千円	62,135 円

15 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000円～70,000円を加算した額を支給	同じ	—	240,606 千円	450,573 円
16 管理職員 特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を、週休日等以外の日の午前0時～午前5時までの間に勤務した場合、6,000円/回を支給	同じ	—	8,577 千円	131,954 円
17 特定任期付 職員業績手当	特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	1,596 千円	399,000 円
18 任期付研究員 業績手当	特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	- 千円	- 円
19 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣 手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給			17,511 千円	1,459,250 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年(2024年)4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,240,000	円	
	副 知 事	970,000	円	
報 酬	議 長	970,000	円	
	副 議 長	870,000	円	
	議 員	780,000	円	
期 末 手 当	知 事	(令和5年度(2023年度)支給割合)		
	副 知 事	3.40	月分	
	議 長	(令和5年度(2023年度)支給割合)		
	副 議 長	3.40	月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	124万円×在職月数×0.58	3452.16	万円 任期毎
	副 知 事	97万円×在職月数×0.41	1908.96	万円 任期毎
	備 考			

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位:人)(各年4月1日現在)

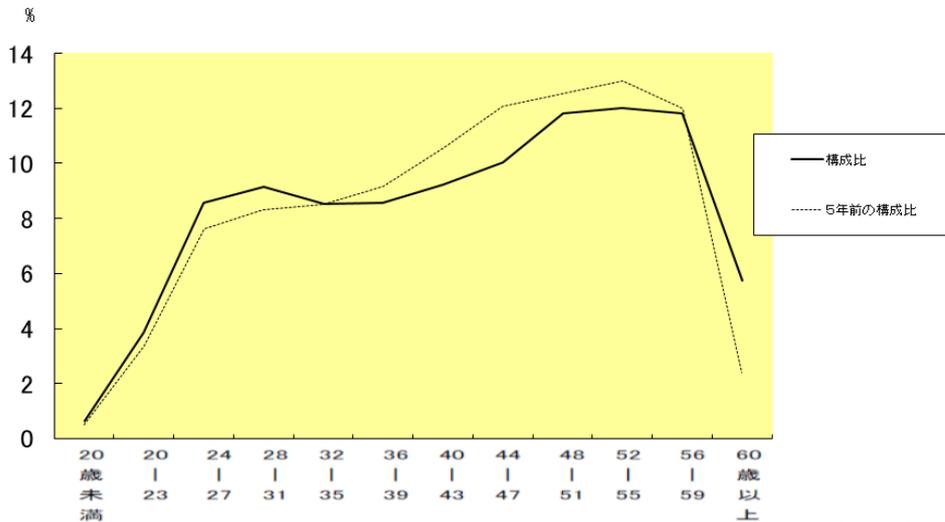
区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	令和6年度(2024年度)	令和5年度(2023年度)			
普通会計部門	議会	29	30	△1	減)事務局長退職不補充(令和6年(2024年)4月16日後任配置)
	総務	712	721	△9	減)職員配置の見直し
	税務	212	207	5	増)業務増
	労働	75	72	3	増)業務増
	農林水産	1,206	1,222	△16	減)職員配置の見直し
	商工	206	207	△1	減)職員配置の見直し
	土木	793	798	△5	減)職員配置の見直し
	民生	463	450	13	増)業務増
	衛生	524	518	6	増)業務増
	一般行政部門計	4,220	4,225	△5	(参考:人口10万当たり職員数 243人)
	特別行政部門				
	教育部門	11,802	11,893	△91	減)退職者不補充、臨採講師の減等
	警察部門	3,521	3,518	3	増)業務増
	特別行政部門計	15,323	15,411	△88	
普通会計部門計	19,543	19,636	△93	(参考:人口10万当たり職員数 1,124人)	
公営企業等 計部門	病院	92	94	△2	減)医師及び育休代替職員退職による減
	下水道	8	6	2	増)業務増
	その他	77	77	0	
	公営企業等会計部門計	177	177	0	(参考:人口10万当たり職員数 10人)
合 計	19,720	19,813	△93	(参考:人口10万当たり職員数 1,134人)	
	[26,870]	[26,870]	[0]		

(注)1 職員数は総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものであり、一般職に属する職員数(市町村派遣医師及びR6(2024).4.1付退職者を除き、公立大学法人熊本県立大学派遣及び1年以上の臨時職員を含む)である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 (参考:10万人当たり職員数) = 各部門計職員数 ÷ 令和2年国勢調査「熊本県人口(確定値)」 × 100,000

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年(2024年)4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	126	756	1,690	1,805	1,682	1,693	1,820	1,981	2,330	2,370	2,333	1,134	19,720

(3)職員数の推移

(単位:人)

年度 部門別	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	4,265	4,263	4,278	4,271	4,225	4,220	▲ 45 (▲ 1.1%)
教育	10,698	10,710	12,040	11,988	11,893	11,802	1,104 (10.3%)
警察	3,498	3,482	3,498	3,509	3,518	3,521	23 (0.7%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	18,461	18,455	19,816	19,768	19,636	19,543	1,082 (5.9%)
公営企業等会計計	181	175	178	181	177	177	▲ 4 (▲ 2.2%)
総合計	18,642	18,630	19,994	19,949	19,813	19,720	1,078 (5.8%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度(2022年度) の総費用に占める 職員給与費比率
令和 5年度 (2023年度)	千円 1,966,467	千円 2,029,319	千円 472,085	% 24.0	% 23.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	50	209,962	46,897	57,879	314,738	6,295	6,719

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年(2024年)3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年(2024年)4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	44.1 歳	321,799 円	454,155 円
団 体 平 均	46.2 歳	355,891 円	558,512 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等												
1人当たり平均支給額(令和5年度(2023年度))	1人当たり平均支給額(令和5年度(2023年度))												
1,158 千円	1,609 千円												
(令和5年度(2023年度)支給割合)	(令和5年度(2023年度)支給割合)												
<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>— 月分</td> <td>— 月分</td> </tr> <tr> <td>(—) 月分</td> <td>(—) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	— 月分	— 月分	(—) 月分	(—) 月分
期末手当	勤勉手当												
2.45 月分	2.05 月分												
(1.375) 月分	(0.975) 月分												
期末手当	勤勉手当												
— 月分	— 月分												
(—) 月分	(—) 月分												
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)												
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置												
・役職加算 5~20 %	・役職加算 — %												
・管理職加算 15~25 %	・管理職加算 — %												

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~30%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	—)	
1人当たり平均支給額	0 千円	26,945 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	6,094 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度（2023年度）に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

支給実績(令和5年度(2023年度)決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)		—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

支給総額(令和5年度(2023年度)決算)		1,454 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)		45,429 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度(2023年度))		64.0 %		
手当の種類(手当数)		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度 (2023年度)決算)	左記職員に対する 支給単価
1 発電業務手当	発電総合管理所に勤務する技術職員及び業手の業務に従事する職員	発電総合管理所における運転監視制御業務に従事したとき	196千円	1日あたり300円
		ダムの放流(洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備(高電圧のものを除く。)に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	81千円	1日あたり450円
		洪水警戒体制(予備警戒時の放流業務を含む。)に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	221千円	1日あたり650円
		上記各業務を、地上若しくは水面上10m以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合 運転課長、施設課長が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合	909千円	危険度等に応じて上記支給単価に、220円～440円を加算した額
2 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	47千円	1日あたり400円

3	用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	千円	1日あたり700円 (夜間1,000円)
4	公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	千円	日額 710円又は2,160円
5	死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	千円	1体につき 1,600円～3,490円
6	原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度(2023年度)決算)	23,681	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)	551	千円
支給実績(令和4年度(2022年度)決算)	23,837	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度(2022年度)決算)	542	千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度(2023年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度 (2023年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度 (2023年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同		7,363 千円	237,506 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同		6,155 千円	879,257 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同		4,187 千円	97,361 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、4,400円～7,400円/回を支給	同		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		239 千円	18,370 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		0 千円	0 円
8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同		3,819 千円	293,734 円

9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同		0 千円	0 円

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和4年度(2022年度) の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和 5年度 (2023年度)	千円 1,156,106	千円 ▲ 206,267	千円 53,620	% 4.6	% 5.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 5年度 (2023年度)	人 6	千円 23,875	千円 5,061	千円 5,765	千円 34,701	千円 5,784	千円 6,340

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年(2024年)3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年(2024年)4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	42.7 歳	321,717 円	455,638 円
団 体 平 均	44.8 歳	342,602 円	528,333 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(令和5年度(2023年度)) 961 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度(2023年度)) 1,488 千円
(令和5年度(2023年度)支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度(2023年度)支給割合) 期末手当 ー 月分 (ー) 月分 勤勉手当 ー 月分 (ー) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 15~25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ー % ・管理職加算 ー %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~30%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	—)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	7,004 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度（2023年度）に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

支給実績(令和5年度(2023年度)決算)		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)		—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

支給総額(令和5年度(2023年度)決算)		56 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)		18,830 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度(2023年度))		50.0 %		
手当の種類(手当数)		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度 (2023年度)決算)	左記職員に対する 支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びびたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	56千円	1日あたり400円
	都呂々ダム管理事務所に勤務する業手の業務に従事する職員	大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業に従事したとき	千円	1日あたり150円

2	用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	千円	1日あたり700円 (夜間1,000円)
3	公共土木施設災害 応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	千円	日額 710円又は2,160円
4	死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	千円	1体につき 1,600円～3,490円
5	原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度(2023年度)決算)	1,789 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)	358 千円
支給実績(令和4年度(2022年度)決算)	2,691 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度(2022年度)決算)	538 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度(2023年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度 (2023年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度 (2023年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同		918 千円	459,000 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同		604 千円	603,600 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同		156 千円	52,000 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、4,400円～7,400円/回を支給	同		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同		0 千円	0 円

6	休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		69	千円	69,006	円
7	夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		0	千円	0	円
8	住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同		629	千円	314,500	円
9	特勤勤務手当 (これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同		384	千円	191,712	円
10	単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同		456	千円	456,000	円
11	管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同		0	千円	0	円
12	災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同		0	千円	0	円

(3) 有料駐車場事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和4年度(2022年度) の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和 5年度 (2023年度)	千円 27,771	千円 84,942	千円 3,892	% 14.0	% 14.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和 5年度 (2023年度)	人 1	千円 2,184	千円 222	千円 448	千円 2,854	千円 2,854	千円 2,296

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年(2024年)3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年(2024年)4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	62.0 歳	275,600 円	334,969 円
団 体 平 均	22.5 歳	102,208 円	191,375 円
事 業 者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(令和5年度(2023年度)) 448 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度(2023年度)) 599 千円
(令和5年度(2023年度)支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度(2023年度)支給割合) 期末手当 ー 月分 (ー) 月分 勤勉手当 ー 月分 (ー) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 15~25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ー % ・管理職加算 ー %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年(2024年)4月1日現在)

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.7090 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~30%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 0 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 ー 月分 勤続25年 ー 月分 勤続35年 ー 月分 最高限度 ー 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 ー) 1人当たり平均支給額 ー 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度(2023年度)に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和6年(2024年)4月1日現在)

支給実績(令和5年度(2023年度)決算)	ー	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)	ー	円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
ー	ー %	ー 人	ー %

エ 特殊勤務手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

支給総額(令和5年度(2023年度)決算)		—	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)		—	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度(2023年度))		—	%	
手当の種類(手当数)		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度 (2023年度)決算)	左記職員に対する 支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びびたて坑の坑内で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	千円	1日あたり400円
2 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	千円	1日あたり700円 (夜間1,000円)
3 公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	千円	日額 710円又は2,160円
4 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	千円	1体につき 1,600円～3,490円
5 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度（2023年度）決算）	198 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度（2023年度）決算）	198 千円
支給実績（令和4年度（2022年度）決算）	141 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度（2022年度）決算）	141 千円

（注） 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度（2023年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度 （2023年度）決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度 （2023年度）決算）
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同		0 千円	0 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同		0 千円	0 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同		24 千円	24,000 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、4,400円～7,400円/回を支給	同		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		0 千円	0 円

7	夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		0	千円	0	円
8	住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同		0	千円	0	円
9	単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同		0	千円	0	円
10	管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同		0	千円	0	円
11	災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣 手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同		0	千円	0	円

(4) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和4年度(2022年度) の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和 5年度 (2023年度)	千円 1,487,526	千円 142,482	千円 659,348	% 44.3	% 43.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 5年度 (2023年度)	人 99	千円 393,257	千円 107,969	千円 158,122	千円 659,348	千円 6,660	千円 7,712

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年(2024年)3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年(2024年)4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	47.9 歳	396,139 円	789,511 円
医 師	53.0 歳	528,300 円	1,128,002 円
看 護 師	41.8 歳	317,833 円	602,878 円
事 務 職 員	49.0 歳	342,283 円	637,654 円
団体平均	41.8 歳	348,061 円	637,307 円
医 師	41.0 歳	574,559 円	1,449,897 円
看 護 師	40.1 歳	312,661 円	518,809 円
事 務 職 員	45.4 歳	328,324 円	528,274 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(令和5年度(2023年度))	1人当たり平均支給額(令和5年度(2023年度))
1,597 千円	1,566 千円
(令和5年度(2023年度)支給割合)	(令和5年度(2023年度)支給割合)
期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	期末手当 一 月分 (一) 月分
勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	勤勉手当 一 月分 (一) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20 %	・役職加算 一 %
・管理職加算 15~25 %	・管理職加算 一 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

熊 本 県		一般行政職・団体平均等	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	— 月分 — 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年	— 月分 — 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	— 月分 — 月分
最高限度	47.7090 月分 47.709 月分	最高限度	— 月分 — 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~30%加算)	その他の加算措置	
(退職時特別昇給	なし)	(退職時特別昇給	—)
1人当たり平均支給額	743 千円 743 千円	1人当たり平均支給額	— 千円 4,796 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度（2023年度）に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

支給実績(令和5年度(2023年度)決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

支給総額(令和5年度(2023年度)決算)		17,086 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)		237,306 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度(2023年度))		72.7% %		
手当の種類(手当数)		8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度 (2023年度)決算)	左記職員に対する支給単価
1 感染症防疫作業 手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫に従事したとき		日額 290円
2 放射線取扱作業 手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	82千円	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
3 精神保健指定医等 従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき		日額 290円
4 夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	16,889千円	1回につき 2,150~7,300円

5 衛生検査業務従事 手当	臨床検査技師及び衛生 検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	115千円	日額 290円
6 公共土木施設災害 応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき		日額 480円又は730円
7 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき		1体につき 1,600円～3,490円
8 原子力災害関連作 業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合、設定された区域での作業に従事したとき		特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度(2023年度)決算)	11,909 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度(2023年度)決算)	120 千円
支給実績(令和4年度(2022年度)決算)	16,354 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度(2022年度)決算)	160 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度(2023年度)決算)」と同じ年度の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年（2024年）4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度 (2023年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度 (2023年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同じ		13,324 千円	266,480 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		2,554 千円	851,333 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を使用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同じ		10,657 千円	109,866 円
4 宿日直手当	宿直又は日直を命じられた職員に対して、医師21,000円/回、看護師長等7,400円/回を支給	同じ		6,548 千円	436,533 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師に対して368,400円以内を支給	同じ		12,076 千円	4,025,333 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		13,168 千円	188,114 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間あたりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		9,696 千円	167,172 円

8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同じ		8,154 千円	302,000 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて4,000円～58,000円を加算した額を支給	同じ		- 千円	- 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を、週休日等以外の日の午前0時～午前5時までの間に勤務した場合、6,000円/回を支給	同じ		- 千円	- 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		- 千円	- 円